

議案第16号

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地域再生法の一部改正に鑑み、本市における雇用機会の創出、事業機会の増大及び税源のかん養を図り、もって本市経済の活力の向上及び豊かな市民生活の実現に寄与するため、認定事業者に対する市税の特例措置等の適用期限を延長する等の必要があるによる。

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例の一部を改正する
条例

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例（平成28年福岡市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同項第3号中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第4条第1項中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「取得した特別償却設備等」の次に「(償却資産にあつては、機械及び装置に限る。)」を加え、同条第4項第1号中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

附則第3項中「平成32年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。